

# 医療措置協定締結までの流れ

■ 埼玉県における医療措置協定締結までの流れは以下のとおりとなります。

## ① 医療措置協定締結に向けた調査への回答 …… 医療機関側の手続き

➤ 医療措置協定締結の意向がある場合、令和5年11月から実施しているアンケート調査へご回答ください。

※ アンケートへの回答をもって医療措置協定の締結とはなりませんのでご注意ください。

## ② 医療措置協定書（案）の作成・送付 …… 県側の手続き

➤ ①の調査の回答を基に県で医療措置協定書（案）（PDFファイル）を作成し、準備が整い次第、調査で回答いただいたメールアドレス宛てに送付します。

※ 調査への回答から医療措置協定書（案）の送付までお時間をいただきますのでご承知おきください。

## ③ 医療措置協定書（案）の確認・修正等のやり取り …… 医療機関側の手続き

➤ 送付された医療措置協定書（案）に記載された措置の内容や医療機関情報等に誤りがないか確認していただきます。

※ 調査の回答内容に明らかな誤り（住所が番地まで入力されていない、医療機関名ではなく法人名が入力されている 等）があった場合は、医療措置協定書（案）を送付する際のメールで予め指摘いたします。

※ 修正の必要がある場合は、メールで修正箇所についてご連絡ください（県の方で協定書（案）を修正し、再度送付します）。

➤ 医療措置協定書（案）の内容に問題がない場合、「医療措置協定締結への合意書（②の段階で様式を送付します）」及びご確認いただいた「医療措置協定書（案）」をメールでご提出ください。

➤ 締結する医療措置協定の内容に応じて、知事から第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関の指定を受けることとなりますので、該当する場合は、「指定申出書（該当者に②の段階で様式を送付します）」をメールでご提出ください。

## ④ 医療措置協定締結手続き …… 県側の手続き

## ⑤ 医療措置協定書の送付・公表 …… 県側の手続き

➤ ④の手続き完了後、医療措置協定書を送付します。

※ 該当者には、第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関の指定書も合わせて送付します。

➤ 医療措置協定を締結した医療機関の名称や措置内容等について公表します。

※令和6年9月末までに⑤までの完了を目指します